

平成 27 年度第 1 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 5 月 28 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1階 第1会議室

3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、高木委員、土平委員、西村委員、井村委員、山上委員、大塚委員、高波委員、等々力委員、森下委員、阿部委員、上辻委員、島貫委員、原口委員、近藤委員

(事務局) 新宅健康福祉部長、臼倉健康福祉部次長、大塚介護保険課長、小川猫実地域包括支援センター所長、河野高齢者支援課長、関根介護保険課課長補佐、小澤健康増進課課長補佐、河林高齢者支援課課長補佐、須賀介護保険課副主幹、加納保険料係長、東給付係長、八田主査、森林主査、奥山主任主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会長あいさつ

4. 議 題

(1) 平成 26 年度介護保険事業等の実施状況について

① 平成 26 年度介護保険事業の実施状況について

② 平成 26 年度地域包括支援センターの事業報告等について

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制の整備に係る検討委員会の設置について

(3) 介護予防支援業務委託事業者の承認について

(4) その他

5. 会議経過

議題(1)について

委員: 居宅・施設の利用者数の推移のグラフでは、ここのところ居宅サービスの利用者数が増えていて、施設サービスの利用者数は微減となっているが、居宅サービス利用者数の伸びは、施設に入りたくても入れないからなのか、それとも居宅サービスが充実しているからなのか。

事務局: 居宅サービス利用者の中には、施設に入りたくても入れない待機者の方もおりますが、一方、要介護度が重度で施設に入れる状況の方でも、家族がまだ家で介護したいと望むなど、敢えて在宅での介護を選択される方もいらっしゃいますので、一概にどの理由によるものかは言えません。

委員: 地域包括支援センターの人員について、猫実地域包括支援センターは 17 名体制で、一方新浦安地域包括支援センターは 7 名体制と少ないが、両センターの相談件数にそれ程違いがない。新浦安地域包括支援センターの人員はこれで大丈夫なのか、今年度増員等はしたのか。

事務局: 今年度の人員につきましては、前年度と比べ、猫実地域包括支援センターは若干増、新浦安地域包括支援センターはほぼ同様となっておりますが、後者につきましては業務内容を包

括的支援事業と指定介護予防支援事業に限定しており、かつ前者が後者の後方支援をする体制となっているため、増員はしていません。

委員：地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護の相談件数について、一昨年度と比べて増えているのか。

事務局：昨年度は両センター合計で 294 件で、一昨年度は 255 件と、増加しております。独居の認知症高齢者が増加しており、そういった方は自らの権利の主張ができないことが多いため、相談件数としては増加しているという実感があります。

委員：地域包括支援センターにおける高齢者の虐待の相談について、虐待には身体的なもの精神的なものがあるが、虐待と認定されたものは、どのような内容なのか。

事務局：本市の傾向としては全国と変わりなく、虐待な主な種類のうち、「身体的な虐待」、「心理的な虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の3つが多いです。ただし、1つの案件で複数の種類に該当する場合もあります。原因として一番多いのは、認知症の問題です。被虐待者は、女性の方、75 歳以上の方、要介護度が比較的軽度で認知症がある方が多いという傾向があります。昨年度虐待と認定したのは 40 件ほどですが、そのうち 32 件が認知症の問題があるケースとなっています。虐待者は息子が多い傾向にあり、自分だけで介護を抱え込んで虐待に至ってしまうケースがあります。

議題(3)について

委員：介護予防ケアマネジメント業務委託先一覧について、各事業者のサービス内容がわかるようにしてほしい。また、市外に事業所がある委託先は、どのような事業者なのか。

事務局：介護予防ケアマネジメント業務委託は、要支援1・2の方のケアプラン作成業務の委託ですので、一覧に記載のものはすべてケアプランの事業所となっております。その中で、近隣市の事業所は、浦安市の利用者を持つケアマネージャーの事業所です。遠方の事業所については、浦安市の被保険者で当該市町村に住まいがある方の場合です。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 加納・奥山
電話 047-351-1111 内線 1177・1178